



# 我が国の経済連携協定 (EPA)の概要

2015年3月5日

横浜税関 業務部  
次長 徳永 国俊

# EPAの概要

## WTOとEPA/FTAの関係

### WTO=世界貿易機関 (World Trade Organization)

- 150以上の加盟国・地域で、モノ・サービスの貿易自由化や貿易関連のルール作り(知的財産のルール等)を行っている。
- 加盟国は他の全加盟国との同種の产品について同じ関税率を適用(=最恵国待遇)。
- 1度の自由化で留まらず、自由化交渉(ラウンド)を繰り返し実施。
- 紛争処理システムを備える。

加盟国・地域が多い

扱う分野が広い



自由化がより進んでいる

### FTA=自由貿易協定 (Free Trade Agreement)

- 一部の国・地域の間だけで、モノ・サービスの貿易をWTOよりも自由化。

モノの貿易自由化  
(関税を下げる)

サービス貿易の  
自由化

### EPA=経済連携協定 (Economic Partnership Agreement)

- モノ・サービスに加え、投資の自由化、規制の緩和、制度の調和等、幅広い経済関係を強化。

投資自由化、  
ルール整備

規制の緩和、  
制度の調和

様々な  
協力

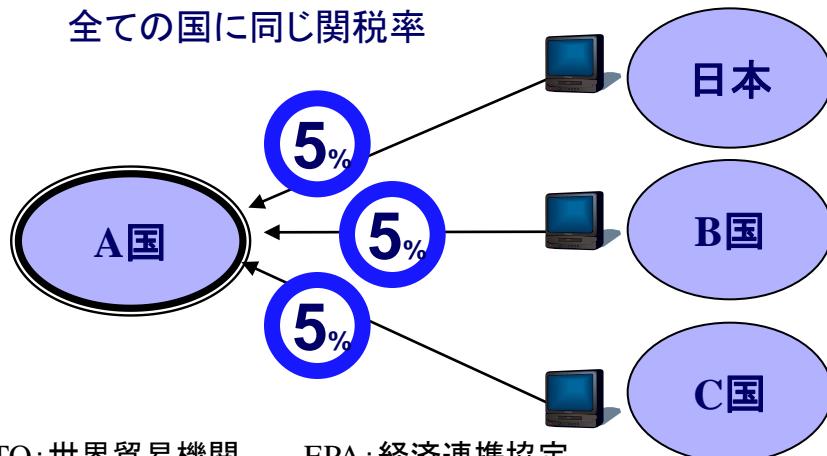
# EPA と 関税率

経済連携協定(EPA)では、協定を締結した国同士の貿易について、一般的な関税率よりも**低い関税率を適用**することが認められています。(WTOの下での一般的な関税の取扱いの例外)

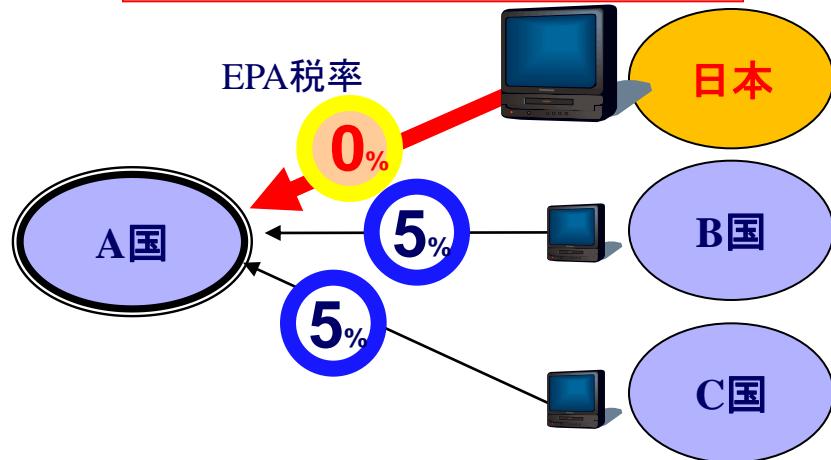


## WTOにおける原則

全ての国に同じ関税率



## 日本とA国がEPAを結んだ場合



# EPA税率の例

EPAでは、締約国の中で、輸入についても輸出についても、一般的な関税率よりも**低い関税率を適用**することが認められています。

## 輸入の例

輸出国	商品例	通常の税率 (MFN税率)	WTO税率	EPA税率
メキシコ	インスタントコーヒー	8.8%	0%	0%
タイ	貴金属製アクセサリー	5.4%		
	エビの調製品	5.3%		
インドネシア	冷凍エビ	1.0%		
ベトナム	スーツ(織物製)	9.1%		

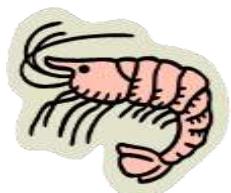
表:EPAによって関税が免除される例(JETROパンフより)

例えば...

EPAを利用してタイからエビの調製品を1,000万円分日本に輸入した場合、

通常の税率(MFN税率)の場合:  $1,000\text{万円} \times 5.3\% = 53\text{万円}$

日タイEPA税率を利用する場合:  $1,000\text{万円} \times 0\% = 0\text{円}$



➡ EPAを利用すると、**53万円**の関税が免除される。

# EPA税率の例

## 輸出の例

日本からの 輸出先	商品例	通常の税率 (MFN税率)	EPA税率
メキシコ	乗用車	20%	WTO税率 0%
	サングラス	10%	
マレーシア	エアコン	30%	0%
	ギアボックス	25%	
タイ	自転車	30%	0%
	タイヤ	10%	
インドネシア	体重計	5%	0%
	ブルドーザー	10%	
フィリピン	電子レンジ	3%	0%

表:EPAによって関税が免除される例(JETROパンフより)

例えば…

EPAを利用して日本からマレーシアに1台5万円のエアコンを200台輸出した場合、

通常の税率(MFN税率)の場合 :  $5\text{万円} \times 200\text{台} \times 30\% = 300\text{万円}$

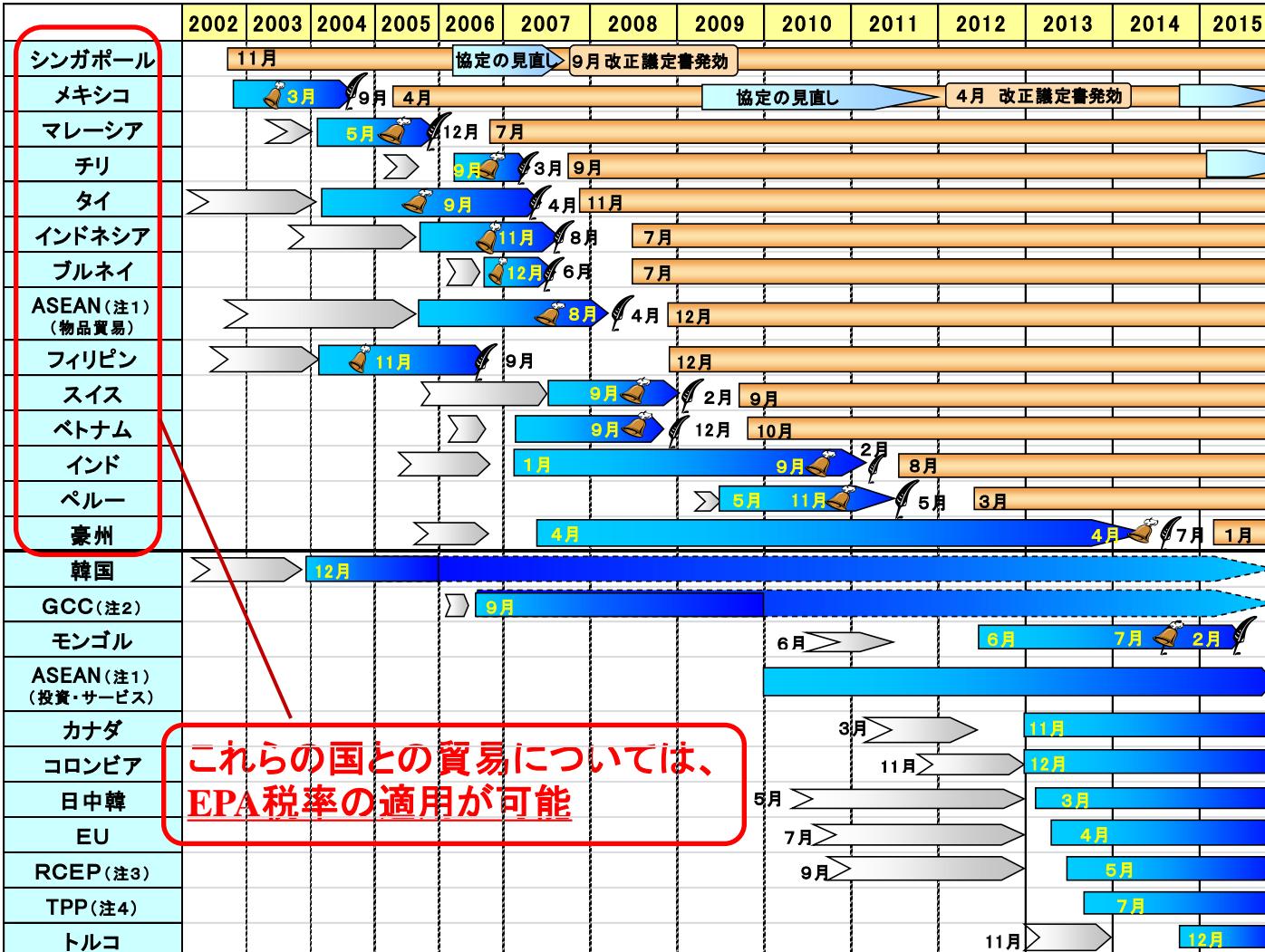
日マレーシアEPA税率を利用する場合 :  $5\text{万円} \times 200\text{台} \times 0\% = 0\text{円}$

➡ EPAを利用すると、300万円の関税が免除される。

# 我が国のEPA

日本は、2002年に発効した日シンガポールEPA以降、これまで14のEPAを発効

## 各国とのEPAの進捗状況



(注1)GCC(湾岸協力理事会) アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クエート、サウジアラビア、バーレーン(計 6か国)

(注2)RCEP(東アジア地域包括的経済連携)交渉参加国：ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド(計 16か国)

(注3)TPP(環太平洋パートナーシップ協定)交渉参加国：シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本(計 12か国)

- : 共同研究等
- : 交渉
- : 発効済み
- 铃 : 大筋合意
- 筆 : 署名

# EPA税率を適用するためには

EPAを使うには、下記①～③の確認や手続が必要になります。

## ①日本とその国がEPAを締結し、物品が関税引き下げ対象となっていること

EPA税率を適用して物品の輸出入を行うためには、その物品の輸入元・輸出先が、我が国のEPA締結国である必要があり、さらに、その物品がそのEPAにおいて関税の引き下げ対象となっていることが必要です。

## ②EPAにおける原産品であること

EPA税率は相手国の原産品のみに適用され、そのルール（原産地規則）は、EPAごと、品目ごとに定められています。

## ③輸入する際に、税関に対し必要な手続を行うこと

輸出入においてEPA税率の適用を要求するには、輸入者が輸入申告の際に、原産品であることを証明した又は申告する書類を税関へ提出する必要があります。

（税関ウェブサイト）

<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou.htm> （我が国のEPAの協定、原産地規則）

<http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm> （物品の分類：実行関税率表）

# EPA税率を利用するための手順の概要

手順1

- EPAを利用する国を確認する。

手順2

- 輸出又は輸入しようとする產品のHS番号(関税分類番号)を確認する。

手順3

- 輸出の場合はEPA相手国のEPA関税率、輸入の場合は日本のEPA関税率を確認する。

手順4

- 輸出又は輸入しようとする產品が原産地規則を満たしているかを確認する。

手順5

- 輸出又は輸入しようとする產品が原産品であることを証明した又は申告する書類を準備する。

# 輸出者へのEPA利用支援に係る取組み

- 相手国でEPA税率を適用するには、製品がEPA原産品であることを証明した又は申告する書類が必要
- EPAの原産品か否かの判断には、原産地規則や関税分類の理解が必要

## 各税関・財務局におけるEPA利用セミナーの開催

（各地の商工会議所や財務局と連携）

## 各税関における輸出の個別相談

（原産地規則、原材料の関税分類（HS番号））

## 必要な書類の準備

（原産地証明書の取得、原産品申告書等の作成）

## 輸出

（相手国の輸入時に、原産地証明書等に基づきEPA税率を適用）

# 税関の原産地担当部門

- 函館税関業務部原産地調査官： 0138-40-4256
- 東京税関業務部原産地調査官： 03-3599-6527
- **横浜税関業務部原産地調査官：** **045-212-6174**
- 名古屋税関業務部原産地調査官： 052-654-4205
- 大阪税関業務部原産地調査官： 06-6576-3196
- 神戸税関業務部原産地調査官： 078-333-3097
- 門司税関業務部原産地調査官： 050-3530-8369
- 長崎税関業務部原産地調査官： 095-828-8665
- 沖縄地区税関原産地調査官： 098-862-8692